

知的財産活動における 中国語、韓国語への対応

積水化学工業株式会社 コーポレート 知的財産部担当課長 太田 宜衛

抄録

グローバル化にともない知的財産の面からも東アジア地域が注目されています。ところが、東アジア地域、特に中国・韓国に対する知的財産活動で障壁となるのが言語です。知的財産活動はその企業の内部環境および外部環境で異なってきますが、本稿では、当社積水化学工業における言語の障壁に対する取り組みを参考までに紹介させていただきます。

1. はじめに

「権利要求がクレームで、対比文献が引用例で……」と中国語の出願書類を見始めた約10年前の当時の状況を懐かしく思い出しながらこの原稿を書いています。東アジア地域の市場を目指してビジネス展開が拡大するにつれ、出願業務の増加のみならず、他社特許の調査やウォッチングなどで中国語文献および韓国語文献を目にする機会、さらには権利活用や交渉といった機会なども増え、知的財産活動の範囲は急速に広がりました。これら知的財産活動を行なう上での障壁の一つは、言語です。本稿では、知財の世界で重要なポジションを占めるに至った中国語および韓国語にフォーカスして、この問題に対する当社の取り組みを紹介したいと思います。本題の前に、周知のことかと思えますが、まず東アジア地域、特に中国、韓国を取り巻く情勢を簡単におさらいします。

過去30年に亘って東アジア諸国は驚異的な経済発展を続けています。80年代に高度経済成長を遂げたNIES（韓国、台湾、シンガポール、香港）に始まり、ASEAN4（タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア）、そして社会主義市場経済を導入した中国、ベトナムが東アジア地域の経済発展を牽引しています。

東アジア地域でダントツの巨大市場を有し、安価な労働力を提供する中国においては、00年ごろより日本企業を含む先進国企業によるビジネス展開が加速しました。一方、中国国内企業に目を向けますと、先進国から最新の技術、設備およびノウハウを導入することによる技術革新と、合理的な経営機構や制度の導入によるマネジメント革新とにより、飛躍的に成長を遂げた企業があります。そして今や、中国市場に参入した外資系企業に打ち勝つまでに成長した中国国内企業が多々現れています。

他方、韓国においては、70、80年代に財閥を中心とする多角化・海外展開が進み、途中97年末に経済危機を迎

えたものの見事に復興を遂げました。00年代に入ってから、韓国国内企業は、日本を初めとする先進国企業と世界を舞台にしのぎを削りあい、競争に打ち勝つようになりました。そして今や世界中で韓国ブランドを築き上げ、日本に比肩する、分野によっては日本を凌駕する技術立国となりました。

これら事実、知的財産の世界でもデータとして示されています。中国における急激なビジネス展開を示すものの一つとして、図1が挙げられます。2009年の出願件数と比較すると、日本国特許庁への出願件数が約35万件、中国特許庁への出願件数が約31万件となっています。また中国政府がイノベーション主導型社会の建設を目指して特許出願を後押ししている点と、表1に示された出願件数の伸び率からしますと、中国特許庁への出願件数が日本国特許庁へのそれを超えるのは時間の問題と思われれます。中国国内企業および韓国国内企業の技術力の向上を示すもの一つとして、図2が挙げられます。中国語または韓国語でしか読めない特許文献の割合は、1996年にはわずか9%でしたが2009年には39%にまで急増しています。一方、日本語で読める特許文献の割合は1996年に65%だったのが2009年には24%にまで減少しています。

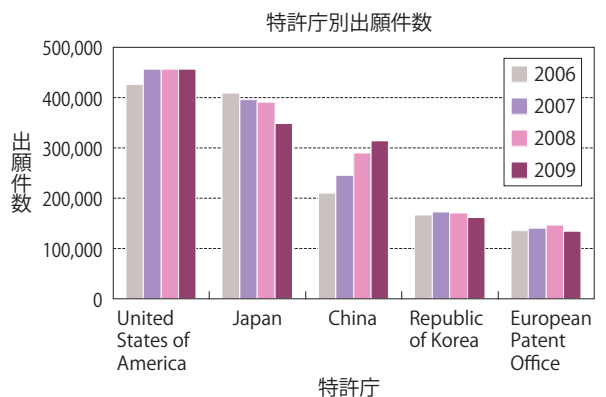


図1

出典：world intellectual property indicator 2010 WIPO

表1 特許庁別出願件数増加率

Patent Office	Panel A: Total					Panel B: Resident					Panel C: Non-Resident				
	2005	2006	2007	2008	2009	2005	2006	2007	2008	2009	2005	2006	2007	2008	2009
China	32.9	21.4	16.5	18.2	8.5	42.1	30.8	25.1	27.1	17.7	23.6	10.4	4.4	3.4	-10.3
European Patent Office	4.1	5.1	4.1	3.8	-7.9						4.1	5.1	4.1	3.8	-7.9
Japan	0.9	-4.3	-3.0	-1.3	-10.8	-0.1	-5.7	-3.9	-1.0	-10.5	8.1	4.2	1.9	-3.0	-12.8
Republic of Korea	14.8	3.3	3.8	-1.1	-5.0	16.1	2.7	2.6	-1.2	-0.2	11.1	5.1	7.5	-0.6	-19.0
United States of America	9.5	9.0	7.1	0.0	0.0	9.7	6.7	8.8	-4.0	-4.4	9.2	11.7	5.2	4.6	4.4

出典：world intellectual property indicator 2010 WIPO

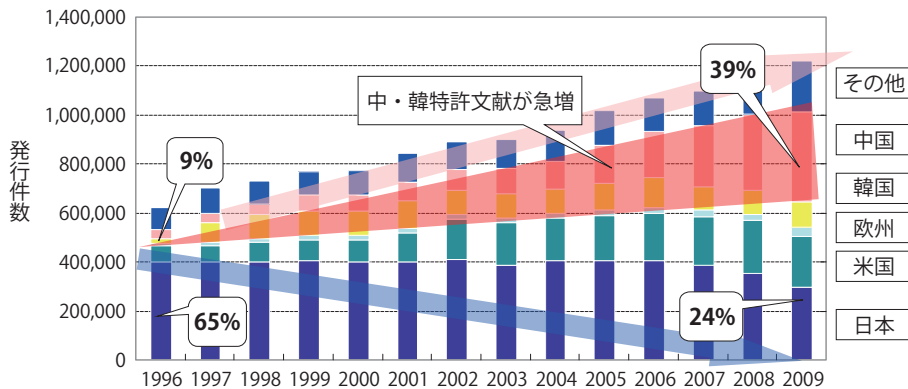


図2¹⁾ 世界の特許文献 出典：特許庁作成

2. 積水化学工業について

本稿のテーマである中国語および韓国語への対応については、中国、韓国における事業活動や知財活動の現状、これまでの経緯および今後の戦略などその企業における内的要因および外的要因によって最適解が異なります。そこで本章では、当社の事業と知的財産部門についてまずご紹介いたします。

2.1 事業の概要

当社は、コーポレート（本社機能）と3つのカンパニー

から構成されます。3つのカンパニーとは、1) セキスイハイム（60年以上安心して快適に住み続けることのできる住まい）を提供する「住宅カンパニー」 2) 環境と次世代インフラに関するシステムおよびサービスを提供する「環境・ライフラインカンパニー」 3) エレクトロニクス・自動車・メディカル分野などで樹脂ソリューションを提供する「高機能プラスチックカンパニー」です。

図3に示すように、売上は2011年3月期連結ベースで約9,000億円であり、そのうち住宅カンパニーが46%、環境・ライフラインカンパニーが21%、高機能プラスチックカンパニーが31%を占めています。

また当社は、世界のひとびとの暮らしと地球環境の向上



図3 当社の事業展開および売上構成

1) 図2の補足説明 世界で発行された特許文献を言語別に整理し、重複を排除したもの。複数の国に出願され、公開された同内容の特許文献について、日本語があるものは日本の特許としてカウント。日本語がない場合には、米国(英語)、欧州(英語、仏語、独語)、韓国(韓国語)、中国(中国語)の順で該当する国・地域(言語)の特許文献としてカウント。

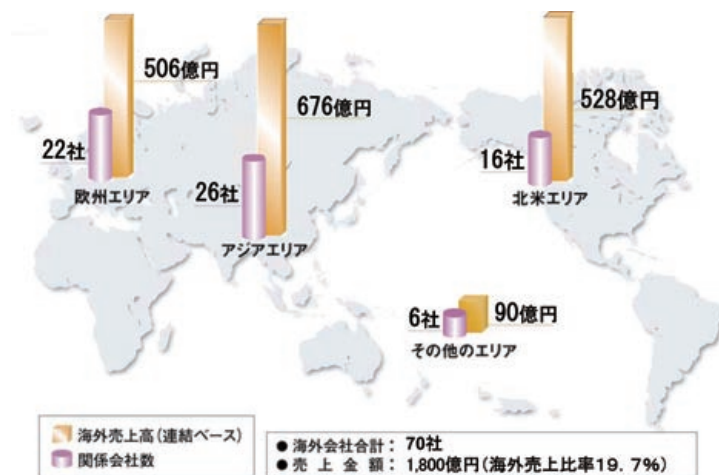


図4 グローバル展開 ※2011年3月期連結ベース

へ貢献するという積水化学グループビジョンにもとづき事業のグローバル化を進め、ここ5年で海外売上比率を倍増させることができました。図4に示すように、ようやく海外売上は1,800億円、海外売上比率は、19.7%となりましたが、今後さらに3年で海外売上を3000億円に飛躍させる予定です。

東アジア地域に関しましては、当社は02年に現地生産化や販売チャンネル構築のための関係会社を設立し本格的にビジネス展開を始めました。事業のグローバル化に向けてアクセルを踏み込んでから10年が経過し、日本を除くアジアエリアの売上は676億円となりました。特に中国においては、水インフラ、車両材料、メディカル関連分野を中心に現在事業を展開しており、中国での売上高は325億円となっています。

中東や北アフリカでは民主化革命が勃発し原油が値上がりするなど、グローバル経済においては様々な外部環境リスクが発生していますが、東アジア地域をはじめとする新興国主導の世界経済拡大の流れは変わらず、このうねりを当社も確実に捕らえて事業を成長させようとしているところです。

2.2 知的財産部

コーポレートと3つのカンパニーそれぞれが知的財産部を有しています。事務管理部門の人員も含めて、部員総数は約50名です。当社知的財産部では、開発初期段階の調査・分析、商標および契約に関する業務を除き、基本的には部門担当制を採っており、知的財産部員は担当するR&D部門や事業部門のほぼ全ての知的財産管理業務を担当しています。また、コーポレート知的財産部では、中国人1名、米国人1名が在籍しています。彼らには担当部門の知的財産管理業務はもとより、全社横断的に海外知財管理のレベルアップを図る仕組み作りも担当してもらって

す。次に特許出願へ目を移しますと、国内出願は約1000件/年で、そのうち約10%の発明を事業進出国などへ外国出願しています。

これらのことから、事業の面でも知的財産活動の面でも、東アジア地域への対応の歴史はまだ浅く、現状やっと基盤が完成したレベルであることをご理解いただけたかと思います。以下では、これまでの基盤作りの過程で、中国語および韓国語に対してどのように対処してきたかを紹介したいと思います。

3. 出願・権利化での対応

3.1 翻訳された明細書の質向上

中国や韓国へ出願する際、リスクの一つは誤訳です。誤訳によって本来あるべき権利範囲を確保できていなければ、多大なコストと労力をかけたにもかかわらず、特許権の効力が全く発揮できないことが起こりえます。7、8年前にこの問題が大きく取り上げられてから、当社においてもリスクヘッジすべく、翻訳の質の向上について検討を始めました。当時は権利活用時での問題ということでクレームの誤訳に注目が集まっていたましたが、当社知的財産部では、課題を少し広げて検討を行なうことにしました。そのときは、グローバル化に向けて知的財産活動のレベルアップを検討し始めたところであり、外国出願の明細書の質向上という観点での対策が十分取れていなかったからです。さらに、誤訳に関して、権利活用可否の問題だけではなく、本来なら不要な中間処理が発生してしまう問題もありました。翻訳した明細書が読みにくければ、審査官および現地代理人に発明の内容を正しく理解してもらえず、拒絶理由通知の増加をもたらします。ひいてはコストと手間の増加および包袋禁反言リスクの増加を招いてしまうからです。この問題への対処として、翻訳後の明細書などが意図したもの

なることを目的として、①翻訳の元となる日本語明細書
②翻訳後の明細書 ③前記①、②以外(組織や人材) 対
しての施策を検討しました。それでは、以下に当社施策の
例をもう少し具体的に紹介いたします。

3.1.1 翻訳の元となる日本語明細書に対して

まず、一つ目は、誤訳の事例を体系的に分類し、併せて
正誤の事例を紹介する「明晰日本語ガイドライン」の作成
とその運用です。日本語から中国語または韓国語へ翻訳す
る際、翻訳者は頭の中で元の日本語から翻訳用の日本語に
一旦変換して翻訳する場合と、元の日本語を文言通り忠実
に翻訳する場合の2パターンがあるかと思えます。前者に
おいては、元の日本語が不明晰であればあるほど、翻訳者
が如何に正しい翻訳用の日本語を思い浮かべられるかという不
確定要素(もちろん技術への精通も不確定要素ですが)が
翻訳文の質に大きな影響を与えます。他方、後者において
は、元の日本語が不明晰であれば翻訳文も不明晰であるこ
とは言うまでもありません。いずれにしても、元の日本
語が明晰であるということは、翻訳文の質にとって非常
に重要であることには変わりはありません。

明晰日本語ガイドラインの作成にあたっては、特許抄録
の機械翻訳に関する調査報告書²⁾を参考にしました。機械
で翻訳できる日本語であればそれは一義的であり、すなわ
ち元の日本語は明晰であると言えると考えたからです。こ
の報告書では、機械翻訳に好適な日本語について事例が紹
介されています。たしかにこの報告書は機械翻訳を目的と
していますが、人手翻訳にも当てはまる事例が取り上げら
れており、誤訳の体系作りに役立ちました。そして、当社
における、誤訳の事例および翻訳者にとって理解しがたい
文章、文言の事例を現地代理人および翻訳者などに依頼し
て集め、これら事例を分類・体系化しました。これに併せ
て、明晰日本語化した正解例を用意し正誤の事例を対比で

きるようにもしています。参考までに図5に明晰日本語ガ
イドラインの一部を紹介いたします。

明晰日本語ガイドラインが実効力あるものとして知的財
産部で定着するよう運用面からも検討を行ないました。一
つ目として、明細書作成者である国内代理人へガイドライ
ンに沿った日本語明細書を作成するよう協力をお願いしま
した。知的財産部員がこのガイドラインに沿って明細書の
案文をチェックするのはもちろんですが、元の案文が不明
晰であれば、チェックにかかる負担は減りません。そこで、
当社が明細書作成をお願いしているほぼ全ての国内代理人
にガイドラインを提供し、さらにその内容を理解してもら
うよう説明会を開きました。国内代理人には、このガイド
ラインに沿って、所定レベルの社内評価が得られる明細書
の案文を作成してもらっています。

二つ目として、知的財産部員複数名により検討チームを
作り、このチームで実際の案文をガイドラインに沿って月
一回チェックするようにしました。知的財産部員に向けて
も明晰日本語ガイドラインの解説を行いました。必ずし
も部員の全てが十分理解できるわけではありません。そこ
で、メンバー一人一人が校正案を考えてチームで議論し最
適な修正案を作り上げていく課程で、明晰日本語力を身に
付けてもらうようにしました。もちろん、チームで作りに上
げた修正案を、案文を作成した国内代理人にもフィード
バックすることで、国内代理人には明晰日本語明細書の作
成能力を向上させてもらっています。

三つ目として、外部翻訳者に日本語明細書が明晰か否か
評価をお願いしました。明晰日本語に不慣れな知的財産部
員にとっては、専門家からの指摘が必要だったからです。
具体的には、重要な発明にかかる明細書について、外部翻
訳者にとって翻訳しにくい箇所がないかどうかチェックし
てもらい、その結果を知的財産部員および国内代理人へ
フィードバックする仕組みとしました。そして上述した三

	レベル	内容	解説
1. 一文の長さ	構文レベル	1. 1 一文はできるだけ4行以下で書く 1. 2 一文はできるだけ一主題とする	
2. 述語	構文レベル	2. 1 動詞の格関係に注意して主語・目的語を選ぶ たとえば「設ける」という述語は、「なにを」「どこに」といった対象を示す格と場所を示す格が必要であ る。よって、必要な格に注意して文を作成する。 ex2.1 a) 樹脂組成物は、キャストしてフィルム状に形成してもよい。(×) 一樹脂組成物をキャストしてフィルム状に形成してもよい。(○:「樹脂組成物」が原料) 一樹脂組成物は、キャストしてフィルム状に形成したものであってもよい。(○:「樹脂組成物」が成	
4. 助詞	構文レベル 文脈レベル	4. 3 いろいろな意味のある助詞は、わかりやすく言いかえる 1) 格助詞「で」は場所、手段・材料、原因・理由など多義に使われる。意味が伝わりやすいよう別の語句 で代替できないか検討すること。 ex4.3 a) 「原因・理由」は「～するために/によって」で代替する。 供給の高速化で製造時間が削減された。(×) 一供給を高速化したために製造時間が削減された。(○)	
7. 修飾	構文レベル	7. 1 長い修飾語ほど先に書く 修飾する語句が複数ある場合には、長い修飾語を先に書く。 ex7.1 a) 被膜した 貯蔵容器中の溶液に溶けた粒子(×) 一貯蔵容器中の溶液に溶けた 被膜した粒子(○)	

図5 明晰日本語ガイドライン

2) 「日英自動翻訳システムに関する総合的調査」財団法人 未来工学研究所

つの活動を1年程度行い、明晰日本語ガイドラインの活用を業務フローの一つとして定着化させました。

3.1.2 翻訳後の明細書に対して

次に翻訳後の明細書への対応を紹介します。一つ目は、出願前の翻訳チェックです。今や多くの出願人が利用しているかと思いますが、当社知的財産部でも、国内翻訳業者が提供するクレーム翻訳チェックのサービスを利用しています。具体的には、現地代理人に翻訳してもらった中国、韓国への出願前の翻訳クレームと、元になる日本語クレームとを国内翻訳業者に比較してもらい、翻訳が適正か否かのレポートを提出してもらっています。その報告内容は、現地代理人にフィードバックし、国内翻訳業者の指摘に基づき現地代理人が修正の必要性などを判断します。また、特定の中国語翻訳文については、中国人知財部員がクレーム翻訳をチェックし必要に応じて中国代理人に修正の指示を出しています。さらに、重要な案件については中国人知財部員が全文翻訳チェックを行なっています。

当初の予定では、国内翻訳業者からの指摘がほぼ無くなった時点で、クレーム翻訳チェックを止めるつもりでした。ですが、韓国語など他言語の翻訳と比べてみると、中国語翻訳に対する国内翻訳業者からの指摘は現在も多いです。当社におきましては、国内翻訳業者の指摘箇所が、現地代理人による誤訳なのか、国内翻訳業者のミスなのかまでは判断できていません。この点について、中国人知財部員を活用するなどしてきちんと社内で判断できるようになることが今後の課題の一つと考えています。また、もし現地代理人による翻訳の質に問題があるのなら、日本企業による中国への特許出願が右肩上がりが増え続けているので、優秀な翻訳者の確保が難しくなっていることが原因の一つとして考えられます。その場合は、国内翻訳業者のレポートを元に翻訳者の質を評価し、適切な翻訳者を指名しなければならないと考えています。

二つ目は、中間処理などで補正されたクレームに対する翻訳チェックです。補正を経て特許査定された場合には、補正された最終翻訳クレームを日本語へ逆翻訳し、所望のクレームとなっているか確認しています。ただし、現状のフローでは、特許査定後に誤訳の有無を確認していますので、万が一誤訳が発見されたとしても誤訳訂正したクレームで権利を取得することはできず、結局有効なクレームか否かの確認しかできないケースがあります。例えば韓国では、特許査定後に分割出願ができないため、誤訳訂正した出願をしないことができません。また中国においては、特許査定後の分割出願が認められていますが、誤訳訂正の程度が小さい場合は、ダブルパテントで誤訳訂正後の出願が拒絶されるおそれがあります。当社知的財産部では、コストと手間を抑えつつ特許許可前に補正クレームの翻訳チェックができないかなど、この問題に対する対応策を検

討しはじめたところです。

3.1.3 その他

すでに当たり前のことも含まれますが、この節では上記2点以外の対策を紹介します。一つ目は、現地語を母国語とする翻訳者へ翻訳を依頼することです。翻訳者自体に関係する点に限りますと翻訳の質は、①現地語の理解レベル ②日本語もしくは英語（翻訳元となる明細書の言語）の理解レベル ③技術の理解レベル で決まってくると考えられます。このうち語学力に関わるものは上記①と②ですが、現地審査官や代理人などにとって読みやすい翻訳文を作成する能力は、上記②より①にかかってきます。英語を学んだ日本人にとって、一般的に日→英翻訳より英→日翻訳の方が簡単であることを考えてもらえれば、納得していただけるかと思います。そこで当社知的財産部では、現地語を母国語とする翻訳者に翻訳を依頼しており、管理の容易性から現地代理人事務所へ翻訳を依頼しています。なお、当社では、日本語から直接現地語へ翻訳してもらっていますが、英語訳が準備できている場合には、日本語が不明晰である場合の参考資料として英語訳を翻訳者へ提供しています。

二つ目は、現地代理人および翻訳者に技術理解を深めてもらうことです。翻訳者は、技術的内容で不確かなことがあれば、まず現地代理人に質問します。ここでもし現地代理人が、技術理解が不十分なまま回答すれば、誤訳になってしまうおそれがあります。そこで当社では、技術理解を深めてもらうため、現地代理人の来社時や知的財産部員が現地代理人を訪問した際に、技術説明会を開催しています。前者においては、R&D部門や製造部門へ行き、発明品や現場などを現地代理人に見てもらおうようにしています。また後者においては、現地代理人だけでなく翻訳者にも技術説明会に参加してもらい、技術理解を深めてもらっています。その他にも、技術分野毎に担当現地代理人を決めることで、現地代理人には、特定技術分野の特許出願を集中的に取り扱ってもらっています。こうすることで、技術理解の深度化はもちろん、その技術分野での権利化実務にも精通してもらえるメリットがあります。

三つ目は、PCTルートでの出願です。PCTを利用するメリットは多々ありますが、そのうちの 하나가、中国出願において誤訳訂正できる点です。例えば日本語の国際出願を中国に国内移行した場合には、その国際出願すなわち日本語の記述に基づいて中国語の翻訳文を訂正することが可能です。ただし、実施細則第113条に基づく期間と拒絶理由通知への対応時に誤訳訂正が可能ですが、前者においては時期的制限が厳しく後者においては拒絶理由通知で指摘された事項に関係しなければならない、すなわち内容的制限が厳しいという問題があります。当社においては、上述しましたように特定の中国出願については中国人知財部員

が全文チェックを行っていますが、出願前に翻訳文を修正することができなければ、適当なタイミングで誤訳訂正するようにしています。なお、現状では中国出願において誤訳訂正できるメリットを十分享受できるような仕組み作りに至っておらず、その検討および仕組みの改善が今後の課題と考えています。

4. 先行文献調査での対応

1章で説明したとおり、中国語もしくは韓国語でしか読めない文献の比率は増えており、今後ともこの傾向は続くと考えられます。言い換えますと、日本語文献を調査するだけでは不十分でこれらの文献を調査しなければならないときがすぐそこに迫っているということです。当社でも、これらの文献をいかに調査するかという問題に対処しなければ抜き差しならない状況に陥ってしまうと認識しており、少しずつ課題解決に向けた取り組みを行なっています。このテーマについては、当社知的財産部の大きな課題の一つであり、まだ当社の実状にあった仕組み作りができていませんが、参考までに簡単に紹介したいと思います。

4.1 機械翻訳の利用

中国語や韓国語の文献を読み込もうとしますと、まず機械翻訳の利用が思い浮かびます。

中国語と日本語は同じ漢字を利用するため、一見すると比較的理解しやすいと感じます。しかしながら中国語と日本語においては、文法は異なり、同じ漢字であっても意味が異なることが多々あります。前者について、中国語の文法は、①主語―述語―目的語・補語が基本文型である ②語形変化はなく、語順で意味が決まる などという点で日本語よりむしろ英語のそれに近いです。また後者については、日中同形異義語の割合は同形語のうち8割あるといわれています。

一方韓国語では、①主語―目的語・補語―述語が基本文型である ②語形変化がある などの理由から、日本語の文法と非常に似ています。

したがって、韓→日機械翻訳と中→日機械翻訳の質を比べると、前者のほうが明らかに高いと感じます。当社では、市販の日韓機械翻訳ソフトを導入し韓国語文献を翻訳していますが、機械翻訳の質はほぼ問題ないレベルにあり、韓国語文献の技術内容やクレームの概要を読解するには十分です。ただし、韓→日機械翻訳ソフトを導入した際、辞書機能へ専門用語を登録することや、文の内部の切れ目（読点の位置など）を少々学習させる必要がありました。導入当初に学習させる手間や、その都度翻訳ソフトに原文を入力しなければならない手間はかかりますが、コストパフォーマンスは高く、一度操作を覚えれば誰でも簡単に

に利用できることから、現在でも日韓機械翻訳ソフトを利用しています。

4.2 外部調査機関の活用

当社におきましては、侵害性調査も含めて中国や韓国における先行文献調査をはじめたころから、ほとんどのケースで現地の調査機関（代理人事務所を含む）を利用しています。調査を依頼する際、技術や知財の専門用語を使って調査機関の担当者と詳細な摺り合わせを行なう必要があり、ここでも言語が障壁となります。そこで当社では、現地代理人などに調査機関を紹介してもらい、日本語でビジネスレベルの会話ができる調査機関を選定しました。このような調査機関であれば、報告書も日本語で作成してもらえるので、検索範囲が広く開発部門も巻き込んで先行文献を抽出しなければならないときなどには、好適です。

4.3 社内での調査

当社においても、韓国語や中国語の先行文献を調査する頻度が高まり、調査報告のスピードや低コストが開発部門や事業部門より求められるようになりました。そこで、社内先行文献が調査できないか検討を進めてきました。ここで問題になったのは、言語の障壁およびサーチツールです。後者につきましては、日本のサーチツールと同様の調査環境を提供するものがそもそも無いということが問題ですが、本稿では主旨が異なりますので詳細な解説は割愛させていただきます。前者につきましては、調査フローの観点から見ると、2箇所で言語の障壁が存在します。一つ目は、検索式作成時の過程です。検索式を作成する際、ほぼ全てのケースでキーワードを利用しますが、その選定や翻訳で手間がかかります。特に技術用語には、類義技術用語が存在する場合があります。日本語を直訳しただけではキーワード検索として不十分な場合があります。二つ目は、検索後の対象案件抽出の過程です。利用するサーチツールによって、日本語、現地語（韓国語や中国語）および英語で検索結果が得られます。このとき、調査担当者がどの言語であれば、検索結果を読解し絞り込みなど次の工程に移れるかという検討が必要です。サーチツールの検索の質からすれば、高いほうから、現地語ツール→英語ツール→日本語ツール となるのですが、言語の観点からしますと、一般的には利用のしやすさは逆転し、高いほうから、日本語ツール→英語ツール→現地語ツール となります。

4.3.1 韓国特許調査

まず韓国特許の調査についてですが、前節で述べたとおり機械翻訳の精度が高いため言語の障壁は低いです。よって、サーチツールとしましては、韓国特許情報院提供の

KIPRIS (Korea Intellectual Property Rights Information Service) を利用しています。キーワードにつきましても、機械翻訳が利用できます。また、類義技術用語の問題に対しては、WIPO提供のPATENT SCOPEのうち2010年に公開された「多言語検索」³⁾を利用することもできます(図6参照)。ここで「電気自動車」をキーワードとして検索した結果を図7に示します。当然検索結果が表示されますが、その先頭には、類義技術用語を含めたキーワードの翻訳が表示されます。このキーワードの翻訳を利用することで、KIPRISでのキーワード検索の質はぐっと高まります。

ただ、PATENT SCOPEは多言語検索機能以外にも、高品質な機械翻訳システムを備えるため、検索からスクリーニングまでの作業を比較的シームレスに行なうことができます。よって当社におきましては、韓国特許の検索は、KIPRISからPATENT SCOPEへ移りつつあります。

4.3.2 中国特許調査

上述しましたように中→日機械翻訳の質が高いとは言いがたいため、サーチツールの選定は非常に悩ましいところ

です。言語の障壁と検索結果の質とのトレードオフが生じるからです。当社では、中国語の原文で中国語文献を調査する際、中国国家知識産権局(SIPO)を主に利用しますが、このときは、中国人知財部員が調査を行います。もちろん中国人知財部員にも、キーワードを検討してもらいますが、中国語のキーワード選定は上述したようにPATENT SCOPEの多言語検索も利用できます。よって検索式作成時の過程での言語の障壁は比較的低いのですが、このケースでは、検索後のスクリーニングの過程で非常に高い言語の障壁が残ります。ヒットした対象案件を中国人知財部員が絞り込むのならまだ良いのですが、いずれにせよ、最終的には中国語を人手翻訳しなければならず、コストの面で問題があります。もちろん、中国人知財部員の負担も大きく、多数の調査をこなすわけにはいきません。

次に英語ツールの利用ですが、言語の障壁と検索結果の質との面から比較的バランスがよいと思われます。しかし、中国語での検索と比べるとはるかに低いです。検索後のスクリーニングの課程においては英語であっても言語の障壁が残ります。調査範囲が広い場合には、開発部門や

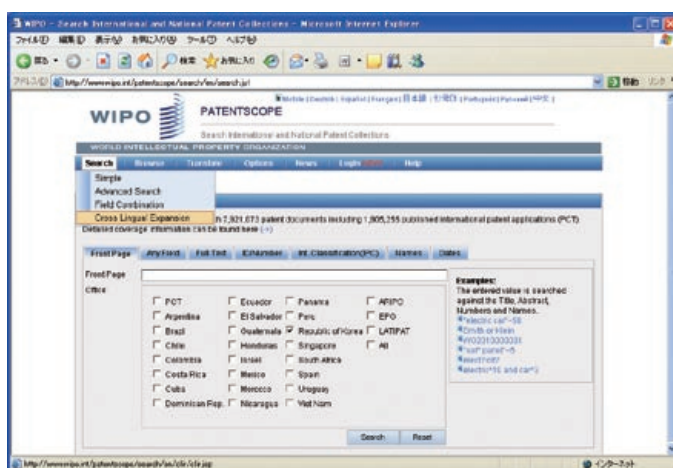


図6

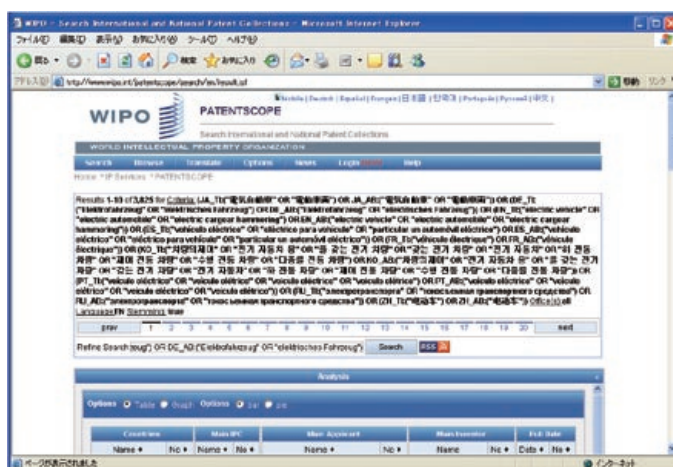


図7

3) WIPO「PATENT SCOPE」 <http://www.wipo.int/patentscope/search/en/search.jsf>

解説としては、2010年11月の特許情報フェアでの資料がある。「WIPO PATENTSCOPE® 検索システム」Christophe Mazenc、本田正史

事業部門を巻き込んで調査を行います。その際、スクリーニング担当者の英語読解力が問題となってきます。例えばこれから事業をグローバル化しようという部門では英語に長けた人材が不足していることがあり、英語といえども対象案件の絞り込みで苦勞することがあります。なお、キーワード選定におきましては、PATENT SCOPEの多言語検索を利用したり、米国人知財部にチェックしてもらったりしています。

最後に日本語ツールの利用ですが、検索やスクリーニングの課程で言語の障壁がないという長所はありますが、検索結果の質について懸念があります。一番の理由は、日本語への翻訳が機械翻訳であることです。実際機械翻訳からは発明の内容を理解しがたいケースもあります。中国語や英語のツールと比較しますと精緻な調査には向かないですが、日本語で利用できるメリットは大きく、予備的な位置づけで中国語文献を調べる際には、非常に有効であると考えています。

本節で紹介しましたとおり、当社の中国特許調査においては、これといった最適な運用が決められているわけではなく、ケースバイケースで何かしら負担やリスクを負いながら調査をしているのが実情です。また当社知的財産部員のみならず技術者など調査担当者の語学力不足が問題となることもあります。全社的に語学研修の提供、TOEIC受験の奨励などさまざまな施策を社員に向けて展開しているところですが、皆が皆業務に必要なレベルの語学力を有するには至っておりません。とはいえ、このまま現状を放置する訳にはいきませんので、サーチツールの進化などの外部環境や、語学力向上などの内部環境を勘案しながら、今後この課題に取り組む予定です。

5. 模倣品対策での対応

当社において東アジア地域に展開しているビジネスモデルはBtoBです。よって、模倣品事件とは縁遠いと以前は考えていました。一方、ハイエンドモデルを東アジア地域でも展開していますので製品単価は高く模倣業者に狙われる可能性があること、およびBtoBのビジネスモデルを展開する他の日本企業においても模倣品事件が発生しはじめたことから、当社でも他人事ではなくなりました。模倣品事件に備えてまず取り掛かったことは、事件を取り扱うことのできる代理事務所や調査会社の選定です。その選定に際しては、文献⁴⁾等で解説がなされていますが、我々が懸念していたことの一つは、やはり言語の問題です。英語で

コミュニケーションを取ることのできる代理事務所などは多々ありますが、当社においてはまだ英語での対応が困難です。そこで、日本語でビジネスレベルのコミュニケーションが取れることを選定の重要要件としました。例えばJETRO北京事務所、上海事務所⁵⁾やJETROソウルセンター⁶⁾を訪問して最新の情報を入手したり、模倣品事件を経験した他社や日本代理人からも情報を入手したりして、要件に合う候補を絞り込みました。そして、現地代理事務所などを訪問して面談を行い、最終的にいくつかの代理事務所を選定しています。

その後、当社でも数件の模倣品事件が発生し、選定した代理事務所へ対応をお願いしましたが、当初心配していた言語の問題は全く感じませんでした。代理事務所と当社事業部門の担当者が直接やり取りする場合もありましたが、その場合でも同様です。いくつもの代理事務所と比較したわけではありませんが、日本企業と協力して事件に対応した実績の多い代理事務所を選定したからか、仕事の進め方やアウトプットにつきましても問題はありませんでした。

6. 最後に

本稿では、グローバル化へ向けた知的財産活動で必ず大きな問題となる中国語、韓国語の言語の障壁について、当社の取り組みを紹介いたしました。この問題への対応は、取り巻く環境や社内の事情およびそれらの変化など外部環境と内部環境に応じて企業ごとに異なり、目指すべき共通の最適解があるわけでもありません。しかしながら、言語の障壁から派生するさまざまなリスクは、事業がグローバル化するにつれ加速度的に巨大化していくのは間違いないところです。当社知的財産部では、それ以上の速度で言語障壁に対する改善・改革を進め、より強固に事業と一体化した知的財産活動を進めていきたいと考えます。

profile

太田 宜衛 (おおた たかえ)

1996年 大阪府立大学大学院工学研究科電子工学専攻 修士課程修了

1996年 積水化学工業株式会社入社 知的財産部配属

2004年-2005年 米国特許法律事務所派遣

2007年より現職。海外チームリーダーなどを担当。

4) 例えば、「中国知財リスク対応マニュアル」がある <http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/china4.pdf>

5) JETRO北京事務所知的財産部ホームページ <http://www.jetro-pkip.org/index.html>

JETRO上海事務所ホームページ http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_shanghai/

6) JETROソウルセンター <http://www.jetro-ipr.or.kr/>